

地域の多様な主体と連携した 中小規模事業所省エネ支援事業

省エネコンサルティングの
実施に係る経費の助成について



クール・ネット東京

公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称:クールネット東京)

1. 事業概要

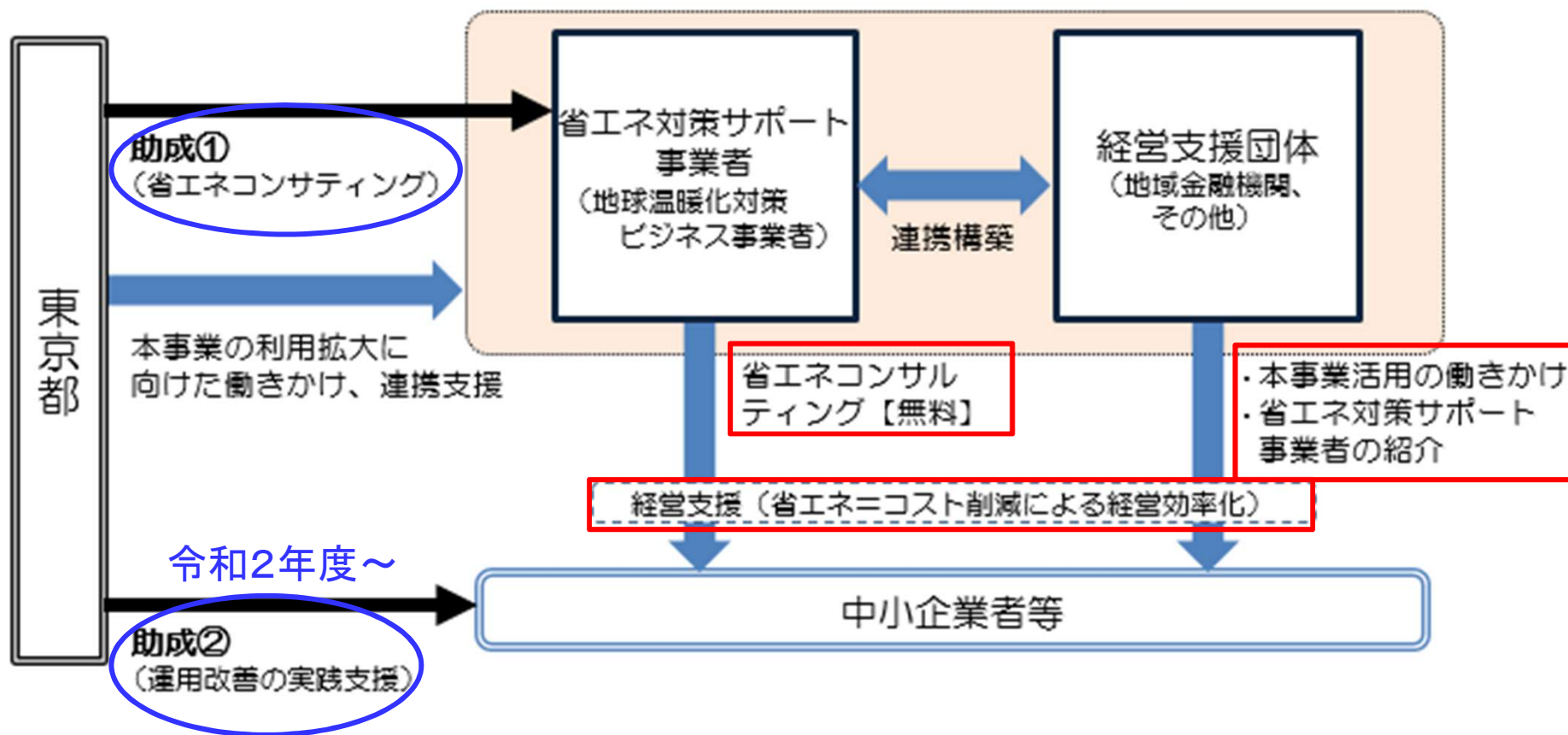


クール・ネット東京



1. 事業概要

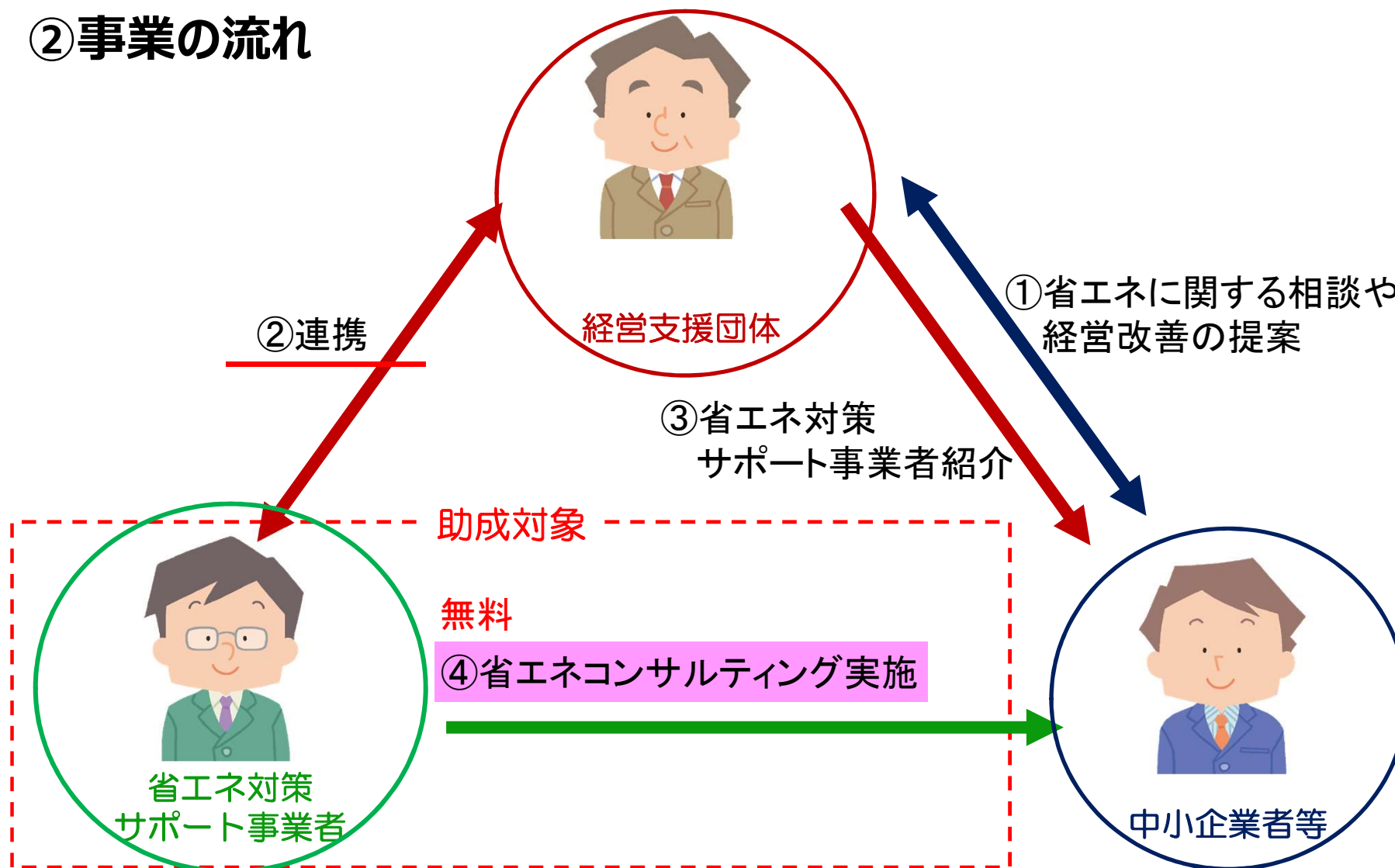
①事業スキーム





1. 事業概要

②事業の流れ





1. 事業概要

③省エネ対策サポート事業者とは

- 温暖化対策に取り組む都内の事業者に対して、技術的なアドバイスや省エネコンサルティング等のサポートを行なう事業者



<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/tayounashutai>





1. 事業概要

④ 中小企業者等とは

- 中小企業者、協業組合、企業組合
- いわゆる「みなし大企業」を除く
- その他
 - 学校法人
 - 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人
 - 医療法人
 - 社会福祉法人
 - 協同組合 など





1. 事業概要

⑤ 経営支援団体とは

- 地域金融機関等（※）
- その他中小企業の
経営支援に関する団体



※銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する銀行、信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）の規定による信用金庫、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する組合等をいう



1. 事業概要

⑥ 助成対象事業者と助成金額

項目	内容
助成対象事業者	省エネ対策サポート事業者
助成対象経費	経営支援団体から紹介を受けた中小企業者等への省エネコンサルティングに係る経費
助成額等	助成対象経費の10/10 (上限額は100万円)



1. 事業概要

⑦対象事業所

1. 経営支援団体から省エネ対策サポート事業者が紹介を受けていること
2. 中小企業者等が所有又は使用していること
3. 都内の中小規模事業所（※）であること

※前年度の原油換算エネルギー使用量が、
年間1,500k_l（年間光熱費が1億円程度）未満の事業所



交付決定時は、省エネ対策サポート事業者、経営支援団体、中小企業者等（事業所）の各名称を環境局ホームページで公表します。
このことについて、申請書に記載の経営支援団体及び中小企業者等から承諾を得ていることとします。



2. 事業の要件



クール・ネット東京



2. 事業の要件

① 要件の概要

1. 省エネ対策サポート事業者は、経営支援団体から紹介を受けた中小企業者等が所有又は使用する都内の中小規模事業所に対して、**無料で省エネコンサルティングを実施**すること。
2. **エネルギー計測機器を設置し、1か月程度データの収集・分析**を実施すること。
3. 省エネコンサルティングを実施した事業所において、**次のいずれかが確認**できること。
 - (a) 運用改善の提案内容に基づく省エネルギー対策の実施によって、**エネルギー使用量が前年同月比で1.3%以上削減**されていること。
 - (b) **ダウンサイジング化（※）を含む省エネ設備改修の工事契約**が締結されていること。

※ダウンサイジング化・・・より小さな容量の設備を導入すること。

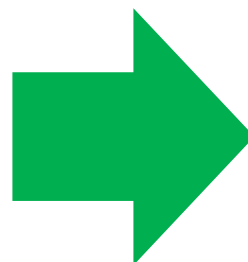


2. 事業の要件

②省エネコンサルティングの概要

省エネ対策サポート事業者が中小規模事業所の省エネ診断（※）を実施するとともに、当該省エネ診断における提案内容に基づいた省エネルギー対策の実施をサポートすること。

※省エネ診断・・・空調・照明設備等の稼動状況及びエネルギー使用量について調査及び分析を行い、これらの結果に基づき、更なる省エネ化を図るために、省エネ設備改修（ダウンサイジング化提案を含む）及び運用改善に係る提案を行うこと。



省エネコンサルティング実施



3. 注意点



クール・ネット東京



3. 注意点

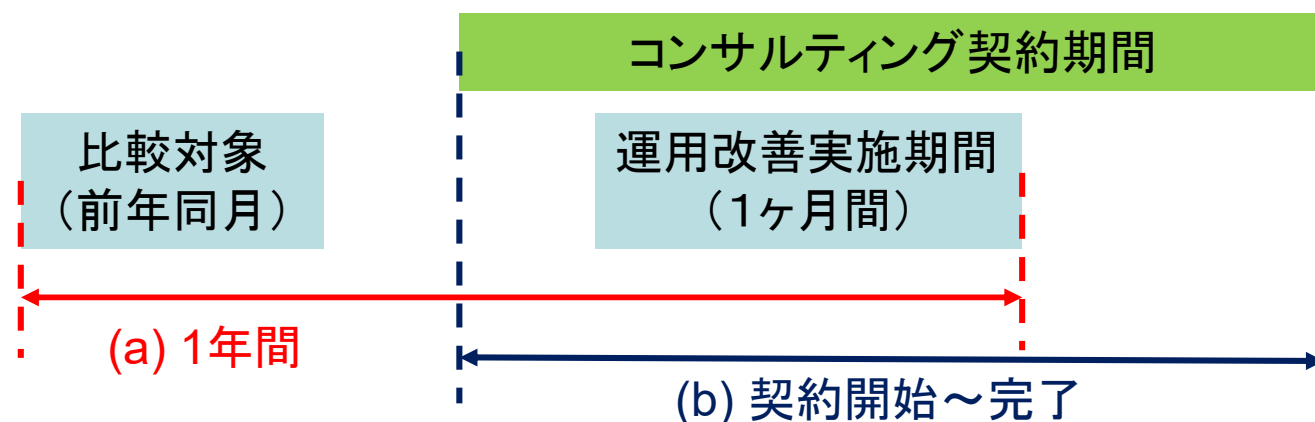
①事業計画策定時

- ・中小企業者からヒアリングを行い、事業の計画を策定する際の注意点

(a) 運用改善の実施期間と、比較対象にする前年同月までの1年間に設備の増設または事業の拡大等により、増エネの見込みがあるか否か

(b) コンサルティング契約開始から完了するまでに提案内容を除く設備の変更を行う予定があるか否か

公事に事前にご相談ください





3. 注意点

②申請時

- エネルギー使用量の前年同月比較は**エネルギー購買伝票等**を根拠に算出しますので、助成対象者は、当該資料を準備できるか否かをあらかじめ中小企業者等へ確認すること。
- **省エネコンサルティングに係る経費を証明する書類（領収書等）**や**エネルギー購買伝票など数値の根拠となる書類**は完了届に添付できるようにあらかじめ工程を組むこと。

③運用改善提案書

- 原則として次の内容を含むこと。
 - ◇ **提案内容による効果**（エネルギー削減量、削減率、経費削減量）
 - ◇ エネルギー消費量が**前年同月比で1.3%以上の削減を見込める運用改善提案**
- 原則中小企業者等が、「**運用改善の実践に係る経費の助成**」が受けられる内容（**費用が発生する運用改善**）を含むこと。



「費用が発生する運用改善」の概要については後ほど解説します。



3. 注意点

④省エネ設備改修提案書

- 完了届には返却用1部を含むこと。（紙媒体で提出の場合に限る）
- 原則として次の内容を含むこと。
 - ◇提案内容による効果（エネルギー削減量、削減率、経費削減量）
 - ◇更新機器の選定理由
 - ◇ダウンサイジング提案であることがわかる記載及び提案根拠

⑤現場写真

- 提案対象設備及びその設置場所が確認できること。

⑥エネルギー購買伝票など数値の根拠となる書類

- 前年の比較対象月から運用改善を実施した月の伝票等一式
- 対象事業所のものであることがわかること
- 対象事業所以外の事業所や居宅等のエネルギー使用量が含まれている場合、対象事業所のエネルギー使用量を合理的に算出するための根拠となる資料を添付すること



3. 注意点

⑦運用改善実施結果報告書

- 運用改善の実施期間及び実施内容を含むこと。
- 運用改善の実施期間とエネルギー購入伝票などの検針期間が重複していることがわかる記載とすること。
- 助成要件を満たしていることが確認できる記載とすること。

⑧事業成果の報告

- 経営支援団体に対し、省エネコンサルティングの事業成果等について速やかに報告するものとする。なお、原則として以下の内容を報告すること。

	報告時期	報告内容
1	交付決定時	・助成事業工程表
2	助成金確定時	・運用改善提案 ・省エネ設備改修提案 ・事業実施結果



3. 注意点

⑨完了届の提出について

- 完了届および添付書類※の提出は令和5年5月22日までに提出すること。提出がない場合は交付決定が取り消されます。

- 運用改善提案内容に基づく省エネ対策により1.3%以上削減していること

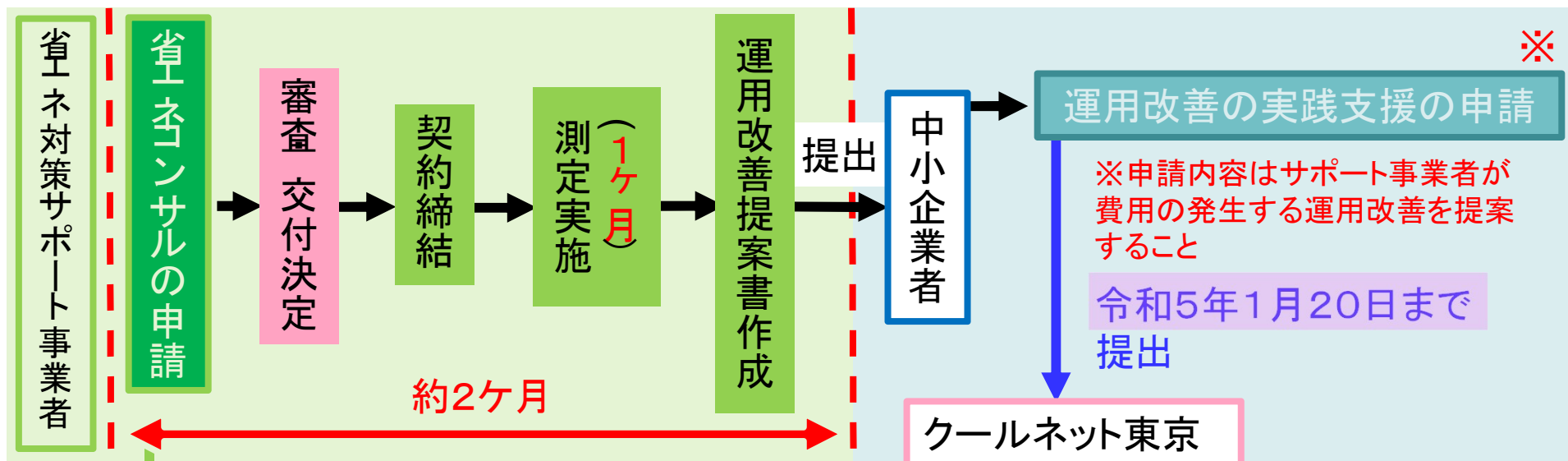
※添付書類には、エネルギー削減根拠の証憑が必須です。



3. 注意点

⑩運用改善の実践支援の申請時期

中小企業者による費用を伴う「運用改善の実践支援」の申請には、省エネ対策サポート事業者からの運用改善の提案が必要です。



遅くとも年内に運用改善提案を実施しないと
中小企業者が「運用改善の実践支援」を期限内に申請できない

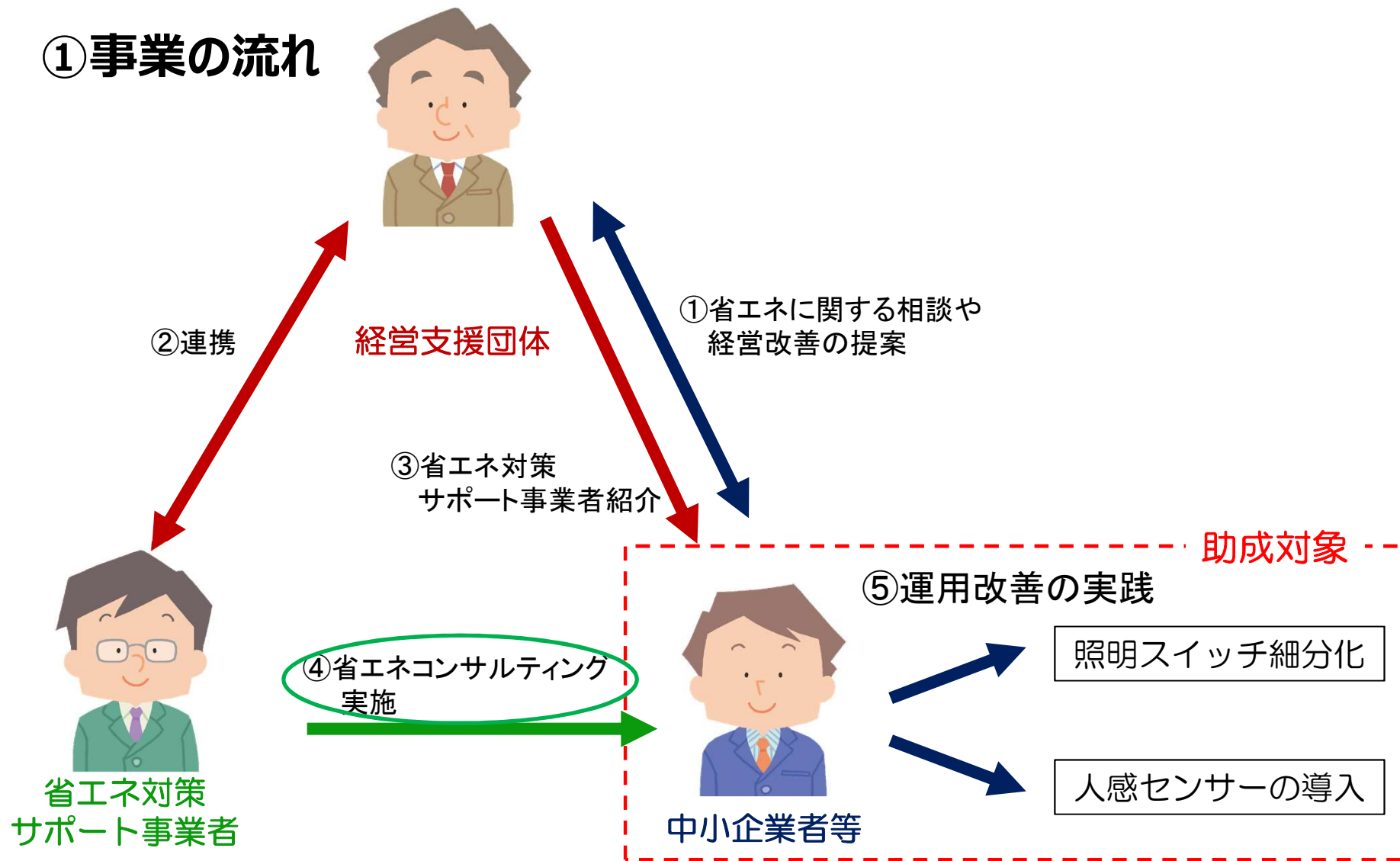
4. 費用負担の発生する運用改善





4. 費用負担の発生する運用改善

①事業の流れ





4. 費用負担の発生する運用改善

②助成対象事業者と助成金額

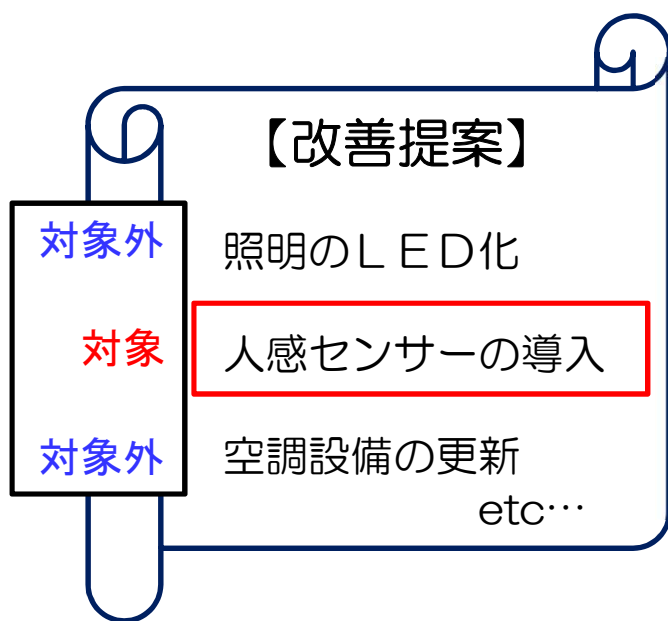
項目	内容
助成対象事業者	中小企業者等
助成対象経費	<u>省エネコンサルティング</u> に基づき実施する運用改善の取組に係る経費の一部
助成額等	助成対象経費の1/2 (上限額は50万円)



4. 費用負担の発生する運用改善

③費用負担の発生する運用改善の概要

省エネ対策サポート事業者が省エネコンサルティングにおいて提案した運用改善のうち、**機器費や工事費などの費用負担が発生する取組**のこと。



省エネ設備そのものの導入や改修、更新に係る運用改善の経費については対象外です。



4. 費用負担の発生する運用改善

④費用が発生する運用改善の例

- エネルギー計測制御装置（BEMS 等）の導入
- 人感センサーの導入
- CO₂濃度センサーの導入
- 照明スイッチの細分化
- サーキュレーターを設置
- ブラインドを設置
- 遮熱フィルムの貼付
- 工場等における開放型出入口へのエアカーテンの設置
- 省エネに資する各種設備の補修費用

※上記例にない場合は、ご相談ください。

5. スケジュール



クール・ネット東京



5. スケジュール

申請の受付期間：**令和5年1月20日**まで

※ただし予算枠を超過した段階で申請受付は終了

	令和4年								令和5年					
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
公募		申請期限：令和5年1月20日												
審査 ～交付決定		※交付申請から約1か月を要します												
事業期間		省エネコンサルティングの実施												
事業完了		助成事業完了（完了届期限：令和5年5月22日）												

※上記は予定です。今後変更があった場合はホームページ等でご案内します。



お問い合わせ

事業の詳細や申請様式は、
下記の公社HPをご確認ください。



<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/tayounashutai>

地域の多様な主体

検索

公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称 クール・ネット東京)
事業支援チーム

TEL 03-5990-5089

Mail cnt-jigyoshien@tokyokankyo.jp

